

令和8年度

# 安全・安心運転実践運動

実施要綱

8月1日(土)～10月31日(土)

～ 広げよう 無事故の記録 職場から ～

公益社団法人 群馬県安全運転管理協会

令和8年度

# 安全・安心運転実践運動実施要綱

1.運動の目的	この運動は、安全運転管理者選任事業所における安全運転管理業務を適正かつ効果的に推進するとともに事業所の運転者が安全・安心運転を実践することにより、職場からの悲惨な交通事故を追放し、快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。
2.運動の期間	令和8年8月1日（土）から10月31日（土）までの3か月間
3.運動の スローガン	<b>広げよう 無事故の記録 職場から</b>
4.運動の重点	(1) 安全運転業務の適正かつ効果的な推進 (2) 安全・安心運転の実践 (3) 事業所独自の重点(事業所の実情に応じた重点を設定)
5.推進要領	(1) 安全運転業務の適正かつ効果的な推進 ○ 運転適性、安全運転の技能・知識、道路交通法令遵守状況の把握 ○ 最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止等に留意した運行計画の作成 ○ 長距離、夜間運転時等の交代要員の配置 ○ 異常気象等に際し、運転者に対する必要な指示や安全運転確保の措置 ○ 運転者への点呼、自動車の運行前点検の実施、飲酒、過労及び病気等の有無の確認と必要な指示 ○ 運転開始前と運転終了後の酒気帯びの有無の確認 ○ 酒気帯び確認の内容の記録と保存 ○ 運転日誌の記録、運転状況の把握 ○ 運転者への安全運転の啓蒙・指導 (2) 安全・安心運転の実践 ○ 管理下車両の交通事故実態の把握と分析 ○ 上記分析に基づく、安全運転重点目標の設定と推進 ○ ヒヤリ・ハット体験や効果的な安全運転実践事例の発表 ○ 新入社員等に対する運転適性検査の実施、その結果を踏まえた実技・指導の推進

	<p>○ 車両点検、安全確認要領及び道路上等における死角の確認の実践的な指導</p> <p><b>(3) 事業所独自の重点(事業所の実情に応じた重点を設定)</b></p> <p>例) ○ 高齢者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の特性と交通事故傾向の理解</li> <li>・ 高齢歩行者・運転者対策の推進及び配慮</li> <li>・ 高齢者交通安全日「毎月25日」の周知</li> </ul> <p>○ 飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全運転管理者等による酒気帯び確認の徹底</li> <li>・ 運転開始前及び終了後のアルコール検知器の活用</li> <li>・ ハンドルキーパー運動の推進</li> </ul> <p>○ 追突事故・出会い頭事故の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点における停止（徐行）・安全確認の徹底</li> <li>・ 正しい合図の励行</li> <li>・ 追突しない・されないための運転の励行</li> </ul> <p>○ 高速道路の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急制動の停止距離と車間距離の周知</li> <li>・ 高速道路の交通事故発生傾向と対策</li> <li>・ 交通事故発生時の対応</li> </ul>
<p><b>6.推進上の留意事項</b></p>	<p><b>(1) 積極的な啓蒙・啓発活動</b></p> <p>事業所の従業者に対する安全運転の励行及び交通安全運動への参加意欲を盛り上げ、さらに、家庭及び地域住民をも含めた交通事故防止に有効な啓蒙・啓発活動を積極的に展開する。</p> <p><b>(2) 交通関係団体・警察との連携</b></p> <p>事業所診断や交通安全大会及び講習会等の各種交通安全活動の実施の際は、交通関係団体及び警察との事前の協議、検討を十分に行う。</p> <p>本運動期間中に実施される「秋の全国交通安全運動」に際しては、交通関係団体及び警察と連携の上、積極的に取り組む。</p>
<p><b>7.その他</b></p>	<p>本運動の事業所における取組み状況を各地区協議会を通じて、当協会に実施結果等をお知らせ下さい。</p> <p>様式は問いません。写真とコメントだけでも結構です。</p> <p>他の事業所の交通安全活動に参考となる施策について、当協会の発行の機関誌に掲載させていただきます。</p>

参考

群馬県交通安全活動計画のうち「活動等の種別・実施期間」

No.	活 動 等 の 種 別	期 間
1	高齢者の交通事故防止	年間 高齢者交通安全日 毎月25日
2	こどもの交通事故防止	年間
3	自転車のマナーアップ運動	年間 自転車マナーアップデー 毎月15日 ※ 5月は自転車活用推進法で定める 「自転車月間」
4	飲酒運転の根絶	年間
5	命を救う思いやり110番通報	年間
6	出会い頭事故・追突事故の防止	年間
7	夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進	年間
8	足元に生命（いのち）の発信運動	年間
9	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	年間
10	信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための対策	年間
11	県民交通安全日	毎月1日
12	春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日の10日間
13	夏の県民交通安全運動	7月11日～7月20日の10日間
14	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日の10日間
15	冬の県民交通安全運動	12月1日～12月10日の10日間
16	交通死亡事故抑止対策	交通事故情勢に対応して実施